

# ライフプランに関する 令和元年度税制改正の ポイント

平成31年度税制改正大綱（以下「大綱」という）が昨年12月21日に政府により閣議決定され、本年3月27日に税制改正法案が国会で可決・成立しました。

大綱では、「消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点」から、住宅ローン控除特例の創設や自動車税（車体課税）の見直しなどが行われます。また、空き家対策特例要件の緩和やふるさと納税の見直しなども行われます。法人課税においても、中小企業の設備投資促進のための軽減税率制度等の延長や防災減災の投資促進税制の創設などが行われます。

本稿では、今年度のこのような税制改正の中から、我々の暮らしに関係が深い個人所得課税や資産課税の改正を中心に、ご説明します。



## 〔個人所得課税〕

### 1. 住宅ローン控除の特例の創設

消費税増税に伴い、住宅借入金に対する税制上の支援策が講じられます。2019年10月1日から2020年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間になります。11年目以降の3年間は特例として新設されます。

新設の控除額は消費税率2%引上げ分を上限として税額控除が受けられます。もともと、2021年12月までは一般の住宅の場合、控除対象限度額4000万円に對し10年間、年末残高の1%の税額控除でした。これにプラスして3年間、この特例が適用されます（表1）を参照ください。なお、経過措置等で10月以降の取得でも消費税率10%以外が適用される場合は、この特例は適用されません。

地域社会ライフプラン協会  
業務部

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

村上 滋

### 2. 空き家に係る譲渡所得非課税措置の延長と要件緩和

従来は、被相続人が相続直前まで対象家屋に住んでいた場合、一定の条件を満たしたならば、相続人がこの不動産を売却した場合、譲渡所得の3000万円特別控除（非課税枠）を受けることができたが、被相続人が老人ホーム等に入所したのち相続が発生した場合などは非適用でした。

今回の改正では、一定の条件のもとなら、特別控除の適用を受けることができるようになりました（表2）を参照ください。空き家の発生を抑制し、地域における不動産活用するための支援策です。

### 3. ふるさと納税の見直し

返礼品等で話題になった「ふるさと納税」も今回の税制改正で見直しになります。

6月1日以後の寄附金については総務大臣の指定する都道府県または市町村のみが「ふるさと納税」制度の対象団体となりますので注意を要します。

【表1】住宅ローン控除（所得税からの税額控除、控除しきれない場合には個人住民税から控除）

居住年	借入金の対象限度額	控除期間	控除率		各年度の控除限度額	最大控除額
2014年4月 ～2019年9月	4000万円 (消費税率が8%若しくは10%以外が適用される住宅取得等の場合は2000万円限度)	10年	1.00%		40万円	400万円
2019年10月 ～2020年12月 (消費税率10%適用時のみ)		13年	1年目～10年目	1.00%		480万円
			11年目～13年目	下記※		
2021年		10年	1.00%			400万円

※次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高(4000万円を限度)×1%

(ロ) 住宅の取得等の対価の額または費用の額(税抜き)(4000万円を限度)×2%÷3

なお、上記は一般住宅の場合で、認定長期優良住宅等の場合は

上記4000万円を5000万円に読み替え、各年度の控除限度額及び最大控除額は、それに対応します。



【表2】空き家に係る譲渡所得の特別控除の要件緩和と延長

	現行	改正後
適用時期	2016年4月1日～2019年12月31日	2019年4月1日～2023年12月31日
対象となる家屋	1981年(昭和56年)5月31日以前に建築された家屋であること (マンション等の区分所有建築物を除く)	
譲渡金額の制限	譲渡価格が1億円以下であること	
居住要件	相続開始直前において、被相続人の居住の用に供されていたものであり、かつ、相続人以外に居住していたものがないこと	「被相続人が介護保険法の要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと。被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付の用、被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと」の場合も、要件の緩和として追加する。
譲渡時期	相続開始日以後3年を経過する日の属する年の12月31日まで	

また、返礼品は寄附額の3割以下、返礼品は地場産品に限ることとなりました。

#### 4. NISAの利便性向上

従来は海外転勤等で一時的な出国をしてもNISAは強制終了となり課税口座に移動されることとなりましたが、今回の税制改正により一時的な出国の場合最長5年間はNISAを継続できるようになります。

なお、本改正は「NISA」と「つみたてNISA」が対象で、「ジュニアNISA」は対象外となります。

#### 5. 森林環境税の創設

温室効果ガス排出削減や災害防止を図るため、森林整備等の財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されます。国内に住所を有する個人に国税として年額1000円の森林環境税が創設されます。徴収は個人住民税と併せて行われます。



2024年度からの適用となります。

#### 6. その他

子どもの貧困対応措置として、一定所得以下の未婚等の「ひとり親」について個人住民税が非課税になる措置や、ストックオプション税制（自社株等の譲渡時までの課税繰り延べ）の適用者拡大の措置等も行われます。

### 【資産課税】

#### 1. 教育資金の

##### 一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属からの教育資金の一括贈与の非課税措置は2019年3月末が期限でしたが、適用要件を厳しくして2年間延長することとなりました。たとえば、受贈者の合計所得金額が1000万円を超える場合、適用除外となります。従来は所得の上限がありませんでした。

また、今回の改正で、贈与者が贈与後3年以内に死亡した場合、使われずに残った贈与金額は、相続税の課税対象になることになりました。従来は、贈与者が3年以内に死亡した場合でも、贈与残高は相続財産に加算されないことになっていました。極端な相続税の節税対策として利用される恐れがありました。今回の改正で見直しが入りました。

また、従来は受贈者が30歳到達時に贈与残高に対し贈与税が課税されることになっていましたが、在学中等であれば最長40歳まで延長できることとなりました。なお、贈与時の受贈者の年齢は従来通り30歳で変わりません（表3）を参照ください。

#### 2. 結婚・子育て資金の

##### 一括贈与非課税措置の見直し

1の教育資金贈与と同様の見直しがありま

した。受贈者の合計所得金額が1000万円超の場合は適用除外、期限は2019年3月末まででしたが、2年間延長となりました。

なお、1の教育資金と2の結婚子育て資金の決定的な違いは、贈与者が死亡した時の取扱いでした。従来制度の1では、贈与者が亡くなった場合でもその時点では課税関係が発生しませんが、2の場合は贈与者が死亡時点で未使用の残高に対して相続税の課税が発生しました。

1の現行制度では、受贈者が30歳になるまで課税が発生しないのが決定的な違いでしたが、今回の改正で前述の見直しがありました。詳しくは「表3」をご参照ください。

#### 3. 民法改正への対応

民法改正により成年年齢が18歳に引下げられますが、相続税の未成年者控除、相続時精算課税制度等の年齢要件に影響があります。未成年者控除は、相続人が未成年であると未成年の残り期間×10万円が税額控除となり、相続時精算課税制度の受贈者対象年齢が20歳以上から18歳以上に引下げられます。

また、民法改正により配偶者居住権や、被相続人に対する療養看護等への特別寄与支払請求制度が創設されるため、その税法上の評価方法が新設されます。具体的計算方法はここでは省略します。



【表3】子・孫等への一括贈与の比較

	教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与
贈与者	直系尊属（父母・祖父母等）	
受贈者	直系卑属（子・孫等で30歳未満） 前年の合計所得金額が1000万円以下	直系卑属（20歳以上50歳未満） 前年の合計所得金額が1000万円以下
贈与対象の範囲	教育資金に充てる金銭 （今回の改正で23歳以上については趣味の習い事等の費用を適用除外とした）	結婚、子育ての費用のうち、一定のもの
非課税の贈与限度額	受贈者1人につき、1500万円 （ただし、学校等以外の者に支払われる金銭は500万円が限度）	受贈者1人につき、1000万円
期間	2年延長して、2021年3月31日まで	2年延長して、2021年3月31日まで
受贈者が一定の年齢に達した場合	受贈者が30歳に達したとき、残額に対して贈与税が課税される。 （今回改正で受贈者が学生である間は、40歳まで延長できることになった）	受贈者が50歳に達したとき、残額に対して贈与税が課税される
贈与者が死亡した場合	その時点では、原則課税は発生しない。 （ただし、今回の改正で、死亡時点で贈与残額が相続税の課税対象となる場合があるので、注意が必要。本文参照）	死亡時点で贈与残額が、相続税の課税対象となる

#### 4. その他

- ・ 個人事業主の事業承継についての相続税、贈与税の納税猶予制度の創設（中小企業の法人については既に税制対応がなされていた）
- ・ 小規模宅地等の相続税の課税価格計算の要件強化（極端な節税対策への対応）など

#### 【消費税関係】

##### 1. 自動車取得税の廃止

消費税引上げ後、恒久的に廃止となりま  
す（9月末までは減税が延長されます）。

##### 2. 軽減税率制度の創設他 （平成28年度税制改正で成立済）

今年度10月1日から消費税率10%に引  
上げになった場合でも、酒類・外食以外の  
飲食料品、新聞の定期購読料は消費税率  
8%据え置きとなります。

また、期間限定のキャッシュレス決済で  
のポイント還元や、低所得者および2歳児  
までの子育て世帯に対しプレミアム付き商  
品券が発行されるなどの対応もあります。

#### 【その他】

法人課税においても、研究開発税制の見  
直し、中小企業の防災減災対策への税制面  
での支援や仮想通貨の評価方法等の整備な  
どが行われました。